

## 重度障害者医療費助成制度における自動償還による支給誤りについて

### 1 概要

後期高齢者医療制度に加入している重度障害者医療費助成制度の対象者1名について、医療機関窓口で自己負担額の支払いを行っていないにも関わらず、自己負担額と同額が、市から振り込まれていたことが判明しました。

これを受け、支給額算出のための基礎データが保存されている平成31年3月支払分以降について、改めて確認したところ、その他にも17名について同様の支給誤りがあることが判明しました。今後、誤って支給した金額については、返還を依頼します。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

### 2 経緯

令和6年3月25日に対象者のご家族から、横浜市から理由の分からない振り込みがされている旨の連絡を受けました。これを受けて調査を実施したところ、「後期高齢者医療制度に加入」している「重度障害者医療費助成制度の対象者」のうち、「結核・適正医療の公費負担を受けている」場合に、自動償還による支給誤りが生じていることが判明しました。

### 3 原因

平成28年6月に行った自動償還システム改修において、結核・適正医療に関する改修が適切に行われていなかったことが不具合の原因です。自動償還のシステムは、診療報酬明細書（レセプト）の「公費負担医療」の項目を全て確認のうえ、払い戻しの要否を判断していますが、結核・適正医療については、システムの改修時の不具合のため、一部項目のみを確認し、払い戻しの要否を判断するプログラムとしていたことから、支給誤りが発生しました。

※その他の公費負担医療については、適正に払い戻しが行われていることを確認しています。

### 4 影響

対象期間 平成31年3月～令和6年3月支払分

対象件数 18名（35件）

総額 2,094,342円（最少額9,960円、最高額349,466円）

※対象期間より前（平成28年6月～平成31年2月）の支給額算出のための基礎データは廃棄済みのため、影響については確認できませんでした。

※今回の事案判明以降、あらかじめ振込内容を確認し、個別に対応をしていることから、新たな支給誤りは発生していません。

### 5 今後の対応

対象者の方及びご親族等関係者の方に謝罪するとともに、誤って支給した金額については、返還を依頼します。

現在個別に支給停止にする対応をしているところですが、速やかに自動償還のシステム改修を行い、不具合を解消します。

## 6 再発防止策

システム改修の際には、仕様書の確認やシステムテストの中で、全てのケースにおいて正確な処理となっているか確認を徹底します。また、職員一人ひとりが診療報酬明細書（レセプト）の記載方法や公費負担医療制度等事業に係る事務取扱の習熟に努めるとともに、研修等の機会を活用することで、職場全体のスキルアップを図ります。

### 【参考】

#### ※ 後期高齢者医療制度

75歳以上の方が加入する医療保険で、75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた医療保険（国民健康保険や会社などの健康保険）から、後期高齢者医療制度に移る。また、65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が、申請により、後期高齢者医療制度に加入することが認められる場合がある。

#### ※ 重度障害者医療費助成制度

健康保険に加入している重度の障害のある方が、病気やケガで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担額を助成する制度。県内の医療機関の受診であれば、医療証の提示によって窓口での自己負担額の支払いは原則不要となる。

#### ※ 自動償還

重度障害者医療費助成制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度の加入者について、窓口で支払った自己負担額を指定口座に払い戻すシステム。

対象者が、県外で受診したときなどは、自己負担額を窓口で支払う必要があるため、支払った自己負担額は自動償還により還付される。

#### ※ 結核・適正医療

結核の治療において、医療費の一部が公費負担となる制度。患者負担は結核治療に係る総医療費の5%

<b>お問合せ先</b>
健康福祉局医療援助課長 菊池 潤 Tel 045-671-3694